

感対第 481 号
令和 3 (2021) 年 11 月 19 日

各関係団体等の長 様

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部長

イベントの開催制限等の対応について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃から特段の御理解、御協力をいただき御礼申し上げます。

このことについて、本日開催した第 69 回栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添「イベントの開催制限等について（概要）」のとおり対応することとしました。

つきましては、貴団体等がイベントを開催される際には十分御留意いただくと共に、貴団体員等へ御周知くださいますようお願いいたします。

併せて、参加人数 5,000 人超かつ収容率 50% 超のイベントを開催される場合は、県所管課宛てに「感染防止安全計画」を御提出くださいますようお願いいたします。

〔添付資料〕

- イベントの開催制限等について（概要）（第 69 回本部会議資料 抜粋）

〔参考：県ホームページ URL〕

- 催物（イベント等）の開催について

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/20211125event.html>

- 「感染防止安全計画」等の取り扱いについて

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/welfare/hoken-eisei/kansen/hp/kansenboushianzenkeikaku.html>

（ 栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
栃木県新型コロナウイルス生活相談センター^{TEL 028-623-2826} ）

イベントの開催制限等について【概要】

今後の開催制限のポイント

1. 感染防止安全計画の策定・実施により、人数制限を緩和 ※ 安全計画策定イベントは「大声なし」の担保が前提
2. さらに、ワクチン・検査パッケージ（VTP）の実施により、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置区域においても人数上限を緩和し、収容定員まで参加可能 ※ 感染状況によりVTPによる緩和を中止することもある。
3. 従来通りの人数上限等で開催する場合は、「チェックリスト」を作成し公表

【イベント開催制限等の要請内容】

※ 参加人数は、人数上限と収容率のいずれか小さい方を限度とする。

		その他（平常時）	まん延防止等重点措置	緊急事態措置
開催時間		原則要請なし	原則要請なし	原則要請なし
人数上限	従来通り	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	5,000人	5,000人
	安全計画実施	収容定員まで	20,000人	10,000人
	安全計画及び VTP実施	—	収容定員まで	収容定員まで
収容率	従来通り	【大声なし】100% 【大声あり】 50%	【大声なし】100% 【大声あり】 50%	【大声なし】100% 【大声あり】 50%
	安全計画実施	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提	100% ※「大声なし」の担保が前提

感染防止安全計画等について

5,000人超かつ収容率50%超*のイベントを対象に「感染防止安全計画」を実施

* 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域においては5,000人超

1. イベント主催者等の安全計画策定、県による事前確認、実施を条件に、人数制限を緩和
※ 安全計画策定イベントは「大声なし」の担保が前提

2. 安全計画には、イベントごとに具体的な対策内容を記載。県がその内容を確認・助言

3. イベント開催後、イベント主催者等は結果報告書を県に提出。問題発生時には県が関係省庁に共有

- これまで実施していた事前相談（全国的な移動を伴うイベント又は1,000人超のイベントが対象）は不要
- 従来通りの人数上限等で開催するイベントは、「チェックリスト」を作成し公表（1年間保管）。問題が発生した場合は県、関係省庁に結果報告資料を提出

	事前相談（現在）	安全計画（今後）
対象イベント	全国的な移動を伴うイベント 又は 1,000人超	5,000人超かつ収容率50%超*
イベント主催者等の対応	<ul style="list-style-type: none">必要な感染防止策に取り組むチェックリストの提出収容率100%とする場合、実績疎明資料の提出開催後、結果報告書の提出（問題発生時のみ）	 <ul style="list-style-type: none">必要な感染防止策に取り組む安全計画の提出開催後、結果報告書の提出

【安全計画の受付】

* 緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域においては5,000人超

- 11月25日（木）から受付を開始（12月9日（木）以降チケット販売を開始するイベントが対象）。事前相談済みのイベント（改めて安全計画を策定し人数上限を変更する場合を除く）については、安全計画の策定を求めない。
- イベント主催者等は開催又はチケット販売2週間前までを目途に県の所管課（イベント内容又は施設を所管する課）に提出
- 受付開始までに県HPに様式等を掲載予定。受付開始前にも所管課において個別相談に応じる。